

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について

警察庁では、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）の施行に伴い、

- 自動車等が自転車等の右側を通過する場合の当該自動車等の義務に違反する行為に係る点数及び反則金の額を定めること
- 自転車等の運転者による反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額を定めること

を内容とする「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等について検討しています。

その内容は別紙1及び別紙2のとおりですので、これについて御意見のある方は、氏名（法人又は団体の場合は、その名称及び代表者の氏名）及び連絡先（住所、電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、日本語にて意見を提出してください（ただし、氏名及び連絡先の記載は任意です。）。

意見提出先及び意見提出期間は、次のとおりです。

意見提出先	インターネット	・ 電子政府の総合窓口 e-Gov パブリックコメント意見提出フォーム ・ 電子メール (koutsukikakuka2@npa.go.jp) ※ 電子メールで提出される際は、件名に「パブリックコメント」と必ず御記入ください。 ※ 電子メールで提出された場合、情報セキュリティの観点から所要の対策が講じられているため、当該電子メールが到達しないおそれがありますので、極力e-Govのパブリックコメント意見提出フォームからの提出をお願いいたします。
	郵 送	〒100-8974 東京都千代田区霞が関2-1-2 警察庁交通局交通企画課法令係 パブリックコメント担当
意見提出期間	令和7年4月25日（金）から 令和7年5月24日（土）までの間（必着）	

なお、御意見の提出に当たっては、次の事項をあらかじめ御承知ください。

- 1 電話による御意見は受け付けておりません。
- 2 頂いた御意見に対しての個別の回答はいたしません。
- 3 意見提出者の氏名及び連絡先は、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用しません。
- 4 頂いた御意見の内容は、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、必要に応じ公表する可能性があります。

〈 凡 例 〉

改 正 新 府	法	:	道路交通法（昭和35年法律第105号）をいう。
	法	:	道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号）をいう。
	法	:	改正法による改正後の法をいう。
	令	:	道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）をいう。
	令	:	道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）をいう。

〈 参 考 〉

別紙 1 及び別紙 2 のほかに、「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」及び「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」について、案文（政令案については案文及び新旧対照表）を公表しております。

国家公安委員会・警察庁では、国民にとっての分かりやすさの観点から、内閣府令の改正について、いわゆる「改め文」方式ではなく「新旧対照表」方式で行うこととしております。

1 命令等の題名

道路交通法施行令の一部を改正する政令

2 根拠となる法令の条項

法第90条第1項ただし書、第100条の2第1項本文及び第4号、第102条の2、第102条の3、第104条の2の4第2項並びに第125条第1項及び第3項

3 命令等の内容

- (1) 自動車等が自転車等の右側を通過する場合の当該自動車等の義務を定める新法第18条第3項に違反する行為について、点数については2点、反則金の額については7,000円（普通車）等とする（令別表第2及び別表第6関係）。
- (2) 自転車をはじめとする軽車両に係る反則金の額につき、既に自動車及び原動機付自転車に係る反則行為とされている違反行為については、原動機付自転車に係る反則金の額と同一とするほか、軽車両に固有の違反行為については、罰則が同程度である原動機付自転車の違反に係る額を参考に、反則金の額を新たに定める（令別表第6関係）。
- (3) その他所要の規定を整備する。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和8年4月1日を予定）とする。

1 命令等の題名

道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令

2 根拠となる法令の条項

法第93条第3項、第114条の6及び第114条の7並びに令第46条第2項及び第47条第4項

3 命令等の内容

- (1) 運転免許試験に合格した者で、当該運転免許試験に係る運転免許を受けていない者は、運転免許試験成績証明書の交付を受けることができることとする（府令第28条関係）。
- (2) 仮運転免許証裏面の注意事項について、仮運転免許による運転は、法令の定める資格を有する者を運転者席の横の座席に同乗させ、その指導の下に行わなければならないことを明確にする（府令別記様式第15関係）。
- (3) 交通反則告知書及び交通反則通告書の様式中、「車両等の種類」欄の「原付車」を「原付等」に改める（府令別記様式第25及び第26関係）。

4 施行期日

改正法の施行の日（令和8年4月1日を予定）とする。